

足監査公表第3号
平成24年2月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

なお、同法第199条の2の規定により、岩崎勝監査委員を除斥した。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 黒川貫男

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査及び指定管理者監査
- 2 監査実施日 平成24年1月27日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

- 4 監査の対象及び結果

団体名	対象	監査結果
財団法人 足利市みどりと文化・スポーツ財団	平成22年度 出資金 9,000,000円 出捐金 30,000,000円	出捐金は目的に沿って運営管理され、その経理事務については適正に執行されたものと認められた。
	平成22年度 足利市都市公園（織姫公園 及び大日苑）指定管理料 24,326,000円	事業は目的に沿って行われ、その経理事務については、おおむね適正に執行されたものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 ・使用料については使用許可時に徴収すべきところ、大日苑では事後に精算し徴収していた。 ・使用料の減免にあたり、具体的な減免規定が整備されていない。